政令

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月二十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第三十四条の十五第一項第三号」を「第三十四条の十九第一項第三号」に改める。

第四十二条の二第一項中「法第二十四条第二項に規定する保育の実施」を「保育を行うこと」に改める。

第四十五条の三第一項中「第三十四条の十三の規定による質問等」の下に「、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十六の規定による質問等」を加え、同条第九項中「第四十六条第一項」を「第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第三十四条の十三の規定による質問等」の下に「、指定都市が行う同法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等」を加え、同条第八項中「第四十六条第一項」を「第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　中核市が行う児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等

第百七十四条の四十九の二第三項中「、同法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定」を削る。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第七項」を「、同条第七項」に改め、「一時預かり事業」の下に「若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業」を加える。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
厚生労働大臣　長妻　昭
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省令

○厚生労働省令第百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十号を第四十六号とし、第二十八号から第三十九号までを六号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　二―（メチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七　（一RS・三SR）―三―［二―ヒドロキシ―四―（二―メチルオクタン―二―イル）フェニル］シクロヘキサン―一―オール及びその塩類

二十八　（一RS・三SR）―三―［二―ヒドロキシ―四―（二―メチルノナン―二―イル）フェニル］シクロヘキサン―一―オール及びその塩類

二十九　一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　一―ナフタレニル（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール及びその塩類

第二条第五号の表インダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。